

令和３年度 第１２回理事会

日 時：令和４年３月１１日（金）１５：３０～

場 所：森林総合研究所特別会議室（つくば市）、テレビ会議

I．議 題

- 1．令和４年度計画の届出について（非公表）
- 2．国立研究開発法人森林研究・整備機構公益通報処理規程の一部改正について（非公表）
- 3．環境配慮基本方針（案）及び温室効果ガス排出削減等のため実施すべき措置について定める実施計画（案）について
- 4．組織及び事務分掌規程の一部改正について（案）

II．報 告

- 1．令和４年４月期新規採用の内定状況について（非公表）
- 2．令和３年度に開発した優良品種について
- 3．林木遺伝子銀行 110 番の実施状況について
- 4．林木育種センターにおける一般職員（大卒程度）の採用について（非公表）
- 5．森林整備センター職員募集について（非公表）
- 6．令和３年度森林保険審査の第三者委員会審査概要について
- 7．令和３年度第３回森林保険センター統合リスク管理委員会審議概要（非公表）

III．その他

- 1．今後の行事予定について
- 2．主要行事
- 3．令和４年２月に森林総合研究所が広報した研究成果

(資料1)

令和4年3月8日

「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」等の見直しについて

1 経緯

森林機構においては、以下を定め、環境への取組を推進してきた。

- ・「森林研究・整備機構環境配慮基本方針（以下、「機構配慮方針」という。）
- ・「中長期環境目標及び実施計画（以下、「機構目標及び計画」という。）
- ・「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（以下、「機構実施計画」という。）

昨年10月に、「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」の策定等が行われ、農林水産省においては、「農林水産省地球温暖化対策計画」が改定されるとともに、「農林水産省実施計画」の改定が行われているところである。

これらを踏まえ、森林機構において「機構配慮方針」等の見直しを行う。

2 現状と課題

「機構目標及び計画」と「機構実施計画」は、化学物質関連を除き、内容が重複している状況にある。

3 見直しの内容について

「機構配慮方針」等の見直しの内容は以下のとおり。

【機構配慮方針】

- ・環境保全に関し、現在の「機構配慮方針」策定後における森林機構を巡る環境・経済・社会の変化を反映させる（森林機構の第5期中長期目標における「法人を取り巻く環境の変化」及び「政府実行計画」等を参考に変更）。
- ・循環型社会・持続可能な社会実現への貢献、温室効果ガス削減への貢献、化学物質等による環境汚染防止を中心とした内容とし、項目として、①事業成果としての環境面からの社会への貢献、②温室効果ガス排出削減等、③環境汚染等の防止、④廃棄物の3R+Renewableの推進、⑤木材利用の促進、⑥日常活動における環境配慮、⑦社会とのコミュニケーションを立てる。
- ・温室効果ガス排出削減関連については、②で「機構実施計画に基づき実施する」旨の記述とする。

なお、①は業務の遂行を通じて社会全体の環境配慮に貢献する内容の項目、②～⑦は機構職員の行動として自ら取り組む内容の項目として整理する。

【機構実施計画】

- ・政府実行計画を踏まえて作成（変更内容を参考として作成）。
- ・現在の「機構目標及び計画」とは、化学物質関連を除き、内容が重複することから統合し、「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画　－環境目標及び実施計画－」とする。

【機構目標及び計画】

- ・「機構実施計画」と統合とする。
- ・「化学物質管理対策」の取組項目については、「中長期計画」及び「年度計画」に沿って、関係規程類の整備、化学物質管理システムによる管理などを適正に推進することとし、「機構実施計画」には含めないこととする。
- ・これまでの「機構目標及び計画」で立てていた中長期目標期間中の削減目標数値については、2030年度までの目標数値として「機構実施計画」に記載する（第5期中長期目標期間中の削減目標数値は、2030年度までの数値の5年分を目安とする）。

4 「機構配慮方針」等の位置付け

森林機構では、国で定めた「環境基本計画」において、政府以外の各主体における環境配慮の推進に努めるとされていることを踏まえ、温暖化対策を含む環境対策を推進するため、「機構配慮方針」を掲げ、「機構目標及び計画」を策定してきた。

今般、「機構実施計画」の見直しにあたり、「機構目標及び計画」と「機構実施計画」は、内容が重複していることから、全体的な見直しを行い、両計画を統合することとした。

これにより、森林機構の環境対策については、基本方針として「機構配慮方針」、具体的な取組となる「機構実施計画（「機構目標及び計画」を統合）」とすることで、取組の体系を明確化する。

なお、第5期中長期目標の第6の8、中長期計画の第9の9の「環境対策・安全管理の推進」中の「環境目標及び実施計画」については、「機構実施計画」をもって充てることとし、その旨を「機構実施計画」の中に記載する。

森林研究・整備機構環境配慮基本方針（案）

令和 年 月 日

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業に係わる研究と、森林の整備や保険を通じて、豊かで多様な森林の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、人類の持続可能な発展に貢献することをミッションとしています。このミッションを具体化していく中で、環境に配慮すべき「環境配慮基本方針」を以下のとおり定めました。

全ての役職員がこの基本方針を共有し、地球環境保全と持続可能な循環型社会の形成が重要課題であることを強く認識し、あらゆる事業活動において環境への配慮を常に心がけて行動することとします。

また、この基本方針に沿った具体的な目標や取組を別に「環境目標及び実施計画」として定め、継続的に環境に配慮した取組を進めることとします。

基本方針

1. 事業成果としての環境面からの社会への貢献

循環型で持続可能な発展、健康で安全な社会、地球環境の保全等の SDGs の達成に資する研究開発、森林整備、森林保険等の事業成果としての環境保全効果を向上させる。特に、森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用等、業務の遂行を通じて環境面から社会へ貢献していく。

2. 温室効果ガスの排出削減等

2050年カーボンニュートラルの実現に資するため別途定める「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき実施する。

3. 環境汚染等の防止

環境関連の法令の遵守と内部規程による自主管理を徹底し、より一層の環境保全に努める。特に化学物質等の適正管理を徹底し、研究・事業活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行うとともに、緊急時には迅速かつ適切に対処し、被害拡大の防止に努める。

4. 廃棄物の3R+Renewableの推進

廃棄物の3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底に努める。

5. 木材利用の促進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、木材の有効利用の促進に努める。

6. 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても常に環境配慮に努める。

7. 社会とのコミュニケーション

環境報告書の公表、情報公開等により、社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、環境に関する情報開示に努める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

－ 環境目標及び実施計画 －

概 要

第一 実施計画の対象となる事務及び事業

対象となる事務及び事業は、原則として、森林研究・整備機構が行うすべての事務及び事業とする。

第二 実施計画の期間

制定日から2030年度までの期間を対象とする。

第三 温室効果ガスの総排出量に関する目標

2013年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目
標とする。総エネルギー使用量を2030年度までに17%以上削減する。 *環境目標

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 木質バイオマスエネルギーの利用促進 *木材利用促進の観点により項目新設

- ・木質バイオマスボイラーの導入を目指す。
- ・木質バイオマス発電等の再生可能エネルギー電力の購入を進める。

(2) 太陽光発電の最大限の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデル*の活用も検討する。

* PPAモデル：施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有・管理を行うPPA事業者が太陽光発電システムを設置し、発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。

- ・新築する建物等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ・既存の建物等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。 など

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮する。
- ・今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented* 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready* 相当となることを目指す。

* ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物。

- ・大規模な建物から順次、その建物等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。 など

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ・廃棄物から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ・雨水利用・排水再利用設備の活用、漏水検査の実施及び水量調節弁の調節等により、水の有効利用を図る。

(上水使用量を2030年度までに2013年度比17%以上の削減目標とする。) *環境目標

- ・ HWP（伐採木材製品）の考え方を踏まえた建築材料としての木材利用、及び物品としての木材製品の利用を促進する。 *炭素の吸収・排出量計上ルールの変更への対応 など

(3) 新しい技術の率先的導入

(4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

建物等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める。 など

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

代替可能な電動車*がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

* 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

(2) 合法木材や間伐材等の木材の利用の促進

(3) LED照明の導入

機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

(4) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ・2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。 など

(5) 省エネルギー型機器の導入等

- ・エネルギー消費の多いOA機器等を省エネ型のものに切り替える。 など

(6) その他

- ・自動車利用の抑制等
ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来所者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ・リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。
- ・用紙類の使用量の削減
コピー用紙を2030年度までに2013年度比17%以上の削減目標とする。 *環境目標
- ・再生紙の使用等
- ・グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進
- ・エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し
- ・フロン類の排出の抑制
- ・電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF6）の回収・破壊等 など

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ・3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バ

イオマス化・再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進する。

廃棄物を2030年度までに2013年度比17%以上削減する。*環境目標 など

(2) 森林の整備・保全の推進

(3) 森林研究・整備機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

6 実施計画の実施状況の点検

【表示説明】

- ・黒字 ← 継続項目
- ・赤字 ← 政府実行計画の改正に伴って機構実施計画を変更・新設した項目
- ・赤字+下線 ← 機構独自の項目

(案)

国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

－ 環境目標及び実施計画 －

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）は「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」（以下「機構配慮方針」という。）に沿って、日頃の業務の中で積極的に省エネや木材利用に取り組み、環境に配慮し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて努力している。

また、森林研究・整備機構の業務は、それ自体が、わが国の地球環境戦略と密接に関わっている。研究開発業務においては、環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種を行うことにより、地球環境の保全や脱炭素社会のための基礎となる研究を行っている。水源林造成業務は、水源林の整備を通じて二酸化炭素の吸収を含む森林の公益的機能を確保し、国土保全の重要な役割を担っている。森林保険業務は、気象害等の被害を受けた森林所有者に対し、保険金の支払いを通じて森林経営を支援するもので、森林災害に対するセーフティネットとしての役割を果たしている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。

そのため、森林研究・整備機構では「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえて、「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「機構実施計画」という。）を以下のとおり定める。

なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構第5期中長期目標第6の8環境対策・安全管理の推進中の「環境目標及び実施計画」については、機構実施計画をもって充てる。

第一 実施計画の対象となる事務及び事業

対象となる事務及び事業は、原則として、森林研究・整備機構が行うすべての事務及び事業とする。

第二 実施計画の期間

機構実施計画は、制定日から２０３０年度までの期間を対象とするものとする。

第三 温室効果ガスの総排出量に関する目標

機構実施計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、２０１３年度を基準として、森林研究・整備機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を２０３０年度までに５０％削減することを目標とする。この達成に資するため、総エネルギー使用量を２０３０年度までに１７％以上削減する。

第四 措置の内容

１ 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

森林研究・整備機構が保有する建築物及び土地について、木質バイオマスエネルギーや太陽光等再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 木質バイオマスエネルギーの利用促進

木質バイオマスボイラーの導入を目指すとともに、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギー電力の購入を進める。

(2) 太陽光発電の最大限の導入

森林研究・整備機構が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、２０３０年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約５０％以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデル*の活用も検討する。

* PPAモデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者を支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

ア 森林研究・整備機構が新築する建物等の建築物における整備

森林研究・整備機構が新築する建物等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 森林研究・整備機構が保有する既存の建物等の建築物及び土地における整備

森林研究・整備機構が保有する既存の建物等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

森林研究・整備機構は、これまでの整備計画の達成状況と今後の建物等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

また、地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。*

* ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築のみならず、大規模改修時においても、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める省エネ基準に適合

する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとする。

- ④ 建物に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 建物内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度、クールビズ、ウォームビズの実施）を図る。
- ⑥ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑦ 森林研究・整備機構において、大規模な建物から順次、その建物等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な建物を中心に、中央監視装置等を活用すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、建物のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備の活用、漏水検査の実施及び水量調節弁の調節等により、水の有効利用を図る。

（上水使用量を2030年度までに2013年度比17%以上の削減目標とする。）

- ④ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に即するとともに、HWP（伐採木材製品）の考え方を踏まえ、建築材料としての木材利用のほか、家具調度や文房具など備品・消耗品としての木材製品の利用、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ その他、建築物の建築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

(4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、建物等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けて取り組む。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングやサブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に掲げる特定調達物品の調達率100%を目標とする。

(1) 電動車の導入

森林研究・整備機構の事業用車については、代替可能な電動車*がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

また、事業用車等の効率的利用等を図るとともに、事業用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

* 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

(2) 合法木材や間伐材等の木材の利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を推進する。

(3) LED照明の導入

既存設備を含めた森林研究・整備機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(4) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに森林研究・整備機構で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

(5) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のＯＡ機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来所者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス 等公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を可能な限り選択することとする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化等を行うとともに、両面印刷・コピー、２アップ印刷や裏紙利用等を行い、コピー用紙を２０３０年度までに２０１３年度比１７％以上の削減目標とする。

オ 再生紙の使用等

コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高いものを調達する。

印刷物は、合法木材等や再生紙を使用した紙製品を使用する。また、間伐材由来のものを使用する際には間伐材配合率を、再生紙由来のものを使用する際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

カ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低ＧＷＰ冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 建物内の自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。
- ② 建物内の店舗等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時漏えい対策に取り組む。

また、機器の廃棄時には、同法に基づき冷媒回収を徹底する。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 建物等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）等に則り3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

これらにより、廃棄物を2030年度までに2013年度比17%以上削減する。

イ 建物等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

オ 事業所内支障木・剪定枝の資源利用、ゴミ分別の徹底、文具等購入時における再利用、分別しやすい製品の選定を行う。

(2) 森林の整備・保全の推進

水源林等において、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(3) 森林研究・整備機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

森林研究・整備機構が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、森林研究・整備機構が後援等をするイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

6 実施計画の実施状況の点検

機構実施計画については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、環境委員会等において確認する。

その確認結果を踏まえ、機構配慮方針及び機構実施計画を必要に応じ見直すものとする。

理 事 会 資 料
令和 4 年 3 月 1 1 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程の
一部改正について（案）

1 改正の理由

森林整備センターにおける組織体制等の変更を行う。

- ①今後の主伐等造林木販売業務の更なる拡大、育成複層林の増加等、造林木販売業務の多様化に適切に対応する体制の見直しが必要であることから、販売業務の窓口を森林管理部に集約する。
- ②国の森林整備事業における震災復興予算措置が福島県のみとなったことにより関係係を廃止する。

2 改正の概要

- ①販売係を森林業務部資源利用課から森林管理部財務課へ移行する。
- ②東北北海道整備局水源林業務課震災復興係を廃止する。

3 規程新旧対照表及び組織図（案）

4 施行時期

令和 4 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程 平成13年4月1日 13森林総研第47号 最終改正 4. 〇. 〇 (〇森林機構第〇〇〇号) 目次 第1章～第4章 【略】 第5章 森林整備センター 第1節 総則(第301条・第302条) 第2節 森林整備センターに置く部署等 第1款 総括審議役(第303条) 第2款 審議役(第304条) 第3款 上席参事(第305条) 第4款 参事(第306条) 第5款 森林管理部(第307条～第312条) 第6款 森林業務部(第313条～第317条) 第7款 削除(第318条) 第8款 監査・コンプライアンス室(第319条) 第3節 整備局(第320条～第326条) 第4節 水源林整備事務所(第327条・第328条) 第5節 森林整備センターの職制(第329条～第400条) 第6章～第7章 【略】 第1条～第300条 【略】 第5章 森林整備センター 第301条～第310条 【略】 (財務課) 第311条 財務課は、第307条第十号から第十二号までに掲げる業務のほか、経理関係業務で他の所掌に属しないものに関するものを行う。 2 財務課に、企画係、主計係、計理係、予算総括係、予算編成係、調達係、<u>契約審査係及び販売係</u>を置く。 3 企画係は、次の業務を行う。	国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程 平成13年4月1日 13森林総研第47号 最終改正 3. 3. 16 (2森林機構第121512号) 目次 第1章～第4章 【略】 第5章 森林整備センター 第1節 総則(第301条・第302条) 第2節 森林整備センターに置く部署等 第1款 総括審議役(第303条) 第2款 審議役(第304条) 第3款 上席参事(第305条) 第4款 参事(第306条) 第5款 森林管理部(第307条～第312条) 第6款 森林業務部(第313条～第317条) 第7款 削除(第318条) 第8款 監査・コンプライアンス室(第319条) 第3節 整備局(第320条～第326条) 第4節 水源林整備事務所(第327条・第328条) 第5節 森林整備センターの職制(第329条～第400条) 第6章～第7章 【略】 第1条～第300条 【略】 第5章 森林整備センター 第301条～第310条 【略】 (財務課) 第311条 財務課は、第307条第十号から第十二号までに掲げる業務のほか、経理関係業務で他の所掌に属しないものに関するものを行う。 2 財務課に、企画係、主計係、計理係、予算総括係、予算編成係、調達係、<u>及び</u>契約審査係を置く。 3 企画係は、次の業務を行う。

- 一 経理関係事務のとりまとめ及び総合調整に関すること。 - 二 入札・契約（第323条第一号の分収造林契約等を除く。）の制度に関すること。 （販売係の所掌に属する業務を除く。） - 三 会計制度及び経理システムに関すること。 4 主計係は、次の業務を行う。 - 一 予算、収支計画及び資金計画の執行に必要な総合調整に関すること。 - 二 予算実施計画、債務負担行為実施計画の作成及び示達に関すること。 - 三 補助金及び交付金に関すること（受入れに関するものを除く。）。 5 計理係は、決算及び財務諸表に関することを行う。 6 （削除） 7 予算総括係は、次の業務を行う。 - 一 予算、収支計画及び資金計画の作成に必要な総合調整に関すること。 - 二 財政法第28条関係予算資料の作成に必要な総合調整に関すること。 8 予算編成係は、次の業務を行う。 - 一 予算、収支計画及び資金計画に関すること。 - 二 財政法第28条関係予算資料の作成に関すること。 9 調達係は、不動産及び物品等の調達に関することを行う。 10 契約審査係は、入札・契約（第323条第一号の分収造林契約等を除く。）の実施及び審査等に関することを行う。（販売係の所掌に属する業務を除く。） - 一 （削除） - 二 （削除） <u>11 販売係は、次の業務を行う。</u> <u>一 造林木等の販売の指導及び監督に関すること。</u> <u>二 造林木等の販売に係る入札・契約に関すること。</u>	- 一 経理関係事務のとりまとめ及び総合調整に関すること。 - 二 入札・契約（第323条第一号の分収造林契約等を除く。）の制度に関すること。 - 三 会計制度及び経理システムに関すること。 4 主計係は、次の業務を行う。 - 一 予算、収支計画及び資金計画の執行に必要な総合調整に関すること。 - 二 予算実施計画、債務負担行為実施計画の作成及び示達に関すること。 - 三 補助金及び交付金に関すること（受入れに関するものを除く。）。 5 計理係は、決算及び財務諸表に関することを行う。 6 （削除） 7 予算総括係は、次の業務を行う。 - 一 予算、収支計画及び資金計画の作成に必要な総合調整に関すること。 - 二 財政法第28条関係予算資料の作成に必要な総合調整に関すること。 8 予算編成係は、次の業務を行う。 - 一 予算、収支計画及び資金計画に関すること。 - 二 財政法第28条関係予算資料の作成に関すること。 9 調達係は、不動産及び物品等の調達に関することを行う。 10 契約審査係は、入札・契約（第323条第一号の分収造林契約等を除く。）の実施及び審査等に関することを行う。 - 一 （削除） - 二 （削除） <u>11 （新設）</u>
第312条～第316条 【略】 （資源利用課） 第317条 資源利用課は、第313条第六号及び第七号（森林企画課及び森林事業課の所掌に属する業務を除く。）に掲げる業務を行う。 2 資源利用課に、収穫係、資源調査係及び施業計画係を置く。 3 収穫係は、次の業務を行う。 - 一 収穫事業の積算に関すること。 - 二 造林木等の収穫調査及び収穫方法に関すること。 - 三 造林木等の収穫に係る指導に関すること。 - 四 資源利用課の所掌に係る業務で、他の所掌に属しないものに関すること。 <u>4 （削除）</u> 5 資源調査係は、次の業務を行う。 - 一 分収造林契約地等に係る森林資源の調査及び管理に関すること。	第312条～第316条 【略】 （資源利用課） 第317条 資源利用課は、第313条第六号及び第七号（森林企画課及び森林事業課の所掌に属する業務を除く。）に掲げる業務を行う。 2 資源利用課に、収穫係、<u>販売係</u>、資源調査係及び施業計画係を置く。 3 収穫係は、次の業務を行う。 - 一 収穫事業の積算に関すること。 - 二 造林木等の収穫調査及び収穫方法に関すること。 - 三 造林木等の収穫に係る指導に関すること。 - 四 資源利用課の所掌に係る業務で、他の所掌に属しないものに関すること。 <u>4 販売係は、次の業務を行う。</u> <u>一 造林木等の販売の指導及び監督に関すること。</u> <u>二 造林木等の販売に係る入札・契約（他の部の所掌に属するものを除く。）に関すること。</u> 5 資源調査係は、次の業務を行う。 - 一 分収造林契約地等に係る森林資源の調査及び管理に関すること。

- 二 分収造林事業等に係る森林資源の成長量の予測等の管理に関すること。
6 施業計画係は、分収造林事業等の森林施業計画に関することを行う。

第318条～第400条 (削除)

附則 (平成31年3月14日 30森林機構第121207号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 (削る)
第3条 (削る)
第4条 (削る)

附則 (平成24年3月30日 23森林総研第1532号)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第2条 第135条の6に定めるもののほか、平成25年3月末日までの間に限り、命を受けて整備センターの雇用対策の業務に係る重要事項の企画立案及び総合調整を総括整理する総括審議役を置く。

第3条 東日本大震災の復旧復興事業及び放射能除染問題に適切に対応するため、第135条の21、38、44に定めるもののほか、当分の間、森林業務部森林調整課、東北北海道整備局及び関東整備局の水源林業務課、福島水源林整備事務所に震災復興係を置く。

附則 (令和〇年〇月〇日 〇森林機構第〇〇〇〇号)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 附則(平成24年3月30日 23森林総研第1532号)第3条の「東北北海道整備局及び」を削除する。

別表第1【略】

別表第2【略】

- 二 分収造林事業等に係る森林資源の成長量の予測等の管理に関すること。
6 施業計画係は、分収造林事業等の森林施業計画に関することを行う。

第318条～第400条 (削除)

附則 (平成31年3月14日 30森林機構第121207号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 (削る)
第3条 (削る)
第4条 (削る)

附則 (平成24年3月30日 23森林総研第1532号)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第2条 第135条の6に定めるもののほか、平成25年3月末日までの間に限り、命を受けて整備センターの雇用対策の業務に係る重要事項の企画立案及び総合調整を総括整理する総括審議役を置く。

第3条 東日本大震災の復旧復興事業及び放射能除染問題に適切に対応するため、第135条の21、38、44に定めるもののほか、当分の間、森林業務部森林調整課、東北北海道整備局及び関東整備局の水源林業務課、福島水源林整備事務所に震災復興係を置く。

(新規)

別表第1【略】

別表第2【略】

(新) 令和4年 4月 1日	(旧) 令和3年 4月 1日
- 理事 (森林業務担当) - 理事 (法令遵守担当) - 監事 - 総括審議役 (人事・労務担当) - 総括審議役 (経理担当) - 審議役 (総合調整担当) - 審議役 (監査・リスク管理担当) - 審議役 (技術担当) - 森林管理部長 - 次長 - 上席参事 - 参事 - 企画管理課長 - 企画係 - 調整係 - 秘書係 - 総務係 - 文書法規・情報公開係 - ICT推進係 - 情報技術管理係 - 労務課長 - 企画係 - 人事係 - 給与第一係 - 給与第二係 - 厚生係 - 共済組合第二給付係 - 共済組合第二事業係 - 人材育成係 - 財務課長 - 企画係 - 主計係 - 計理係 - 予算総括係 - 予算編成係 - 調達係 - 契約審査係 - 販売係 (新設) - 資金会計課長 - 出納係 - 資金係 - 資産管理係 - 債権管理第一係 - 債権管理第二係 - 賦課徴収企画係 - 賦課徴収業務係 - 森林業務部長 - 次長 - 参事 - 森林企画課長 - 企画係 - 評価係 - 予算調整係 - 分収林契約係 - 契約地管理係 - 訟務係 - 森林事業課長 - 造林係 - 基盤整備係 - 保護係 - 技術係 - 震災復興係 - 資源利用課長 - 収穫係 (廃止) - 資源調査係 - 施業計画係 - 監査・コンプライアンス室長 - コンプライアンス係 - 監査係 - 監査役 - 参事	- 理事 (森林業務担当) - 理事 (法令遵守担当) - 監事 - 総括審議役 (人事・労務担当) - 総括審議役 (経理担当) - 審議役 (総合調整担当) - 審議役 (監査・リスク管理担当) - 審議役 (技術担当) - 森林管理部長 - 次長 - 上席参事 - 参事 - 企画管理課長 - 企画係 - 調整係 - 秘書係 - 総務係 - 文書法規・情報公開係 - ICT推進係 - 情報技術管理係 - 労務課長 - 企画係 - 人事係 - 給与第一係 - 給与第二係 - 厚生係 - 共済組合第二給付係 - 共済組合第二事業係 - 人材育成係 - 財務課長 - 企画係 - 主計係 - 計理係 - 予算総括係 - 予算編成係 - 調達係 - 契約審査係 - 資金会計課長 - 出納係 - 資金係 - 資産管理係 - 債権管理第一係 - 債権管理第二係 - 賦課徴収企画係 - 賦課徴収業務係 - 森林業務部長 - 次長 - 参事 - 森林企画課長 - 企画係 - 評価係 - 予算調整係 - 分収林契約係 - 契約地管理係 - 訟務係 - 森林事業課長 - 造林係 - 基盤整備係 - 保護係 - 技術係 - 震災復興係 - 資源利用課長 - 収穫係 - 販売係 - 資源調査係 - 施業計画係 - 監査・コンプライアンス室長 - コンプライアンス係 - 監査係 - 監査役 - 参事

(新) 令和4年 4月 1日	(旧) 令和3年 4月 1日
東北北海道整備局長 上席企画役 総務課長 総務係 経理係 契約係 水源林業務課長 分収林契約係 造林係 基盤整備係 保護係 施業計画係 収穫係 販売係 (廃止) 北海道水源林整備事務所長 次長 管理係 分収林契約係 造林係 基盤整備係 収穫係 帯広駐在 青森水源林整備事務所長 総務係 造林係 盛岡水源林整備事務所長 総務係 造林係 基盤整備係 収穫係 秋田水源林整備事務所長 総務係 造林係 山形水源林整備事務所長 総務係 造林係 関東整備局長 総務課長 総務係 経理係 契約係 水源林業務課長 分収林契約係 造林係 基盤整備係 保護係 施業計画係 収穫係 販売係 震災復興係 福島水源林整備事務所長 総務係 造林係 震災復興係 宇都宮水源林整備事務所長 総務係 造林係 前橋水源林整備事務所長 総務係 造林係 新潟水源林整備事務所長 総務係 造林係 甲府水源林整備事務所長 総務係 分収林契約係 造林係 静岡水源林整備事務所長 総務係 造林係	東北北海道整備局長 上席企画役 総務課長 総務係 経理係 契約係 水源林業務課長 分収林契約係 造林係 基盤整備係 保護係 施業計画係 収穫係 販売係 震災復興係 北海道水源林整備事務所長 次長 管理係 分収林契約係 造林係 基盤整備係 収穫係 帯広駐在 青森水源林整備事務所長 総務係 造林係 盛岡水源林整備事務所長 総務係 造林係 基盤整備係 収穫係 秋田水源林整備事務所長 総務係 造林係 山形水源林整備事務所長 総務係 造林係 関東整備局長 総務課長 総務係 経理係 契約係 水源林業務課長 分収林契約係 造林係 基盤整備係 保護係 施業計画係 収穫係 販売係 震災復興係 福島水源林整備事務所長 総務係 造林係 震災復興係 宇都宮水源林整備事務所長 総務係 造林係 前橋水源林整備事務所長 総務係 造林係 新潟水源林整備事務所長 総務係 造林係 甲府水源林整備事務所長 総務係 分収林契約係 造林係 静岡水源林整備事務所長 総務係 造林係

関東整備局長

総務課長

総務係
経理係
契約係

水源林業務課長

分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
震災復興係

福島水源林整備事務所長

総務係
造林係
震災復興係

宇都宮水源林整備事務所長

総務係
造林係

前橋水源林整備事務所長

総務係
造林係

新潟水源林整備事務所長

総務係
造林係

甲府水源林整備事務所長

総務係
分収林契約係
造林係

静岡水源林整備事務所長

総務係
造林係

理 事 会 資 料
令和 4 年 3 月 11 日
林木育種センター

令和 3 年度に開発した優良品種について

林木育種センターでは、令和 3 年度に 3 6 品種を開発しました。今後、これらの普及を図っていきます。

品種の種類（樹種名）	育種基本区	品種数
マツノザイセンチュウ抵抗性品種（アカマツ）	関東	2
	関西	3
マツノザイセンチュウ抵抗性品種（クロマツ）	東北	3
	関東	5
	関西	1 8
	九州	5
合計		3 6



マツノザイセンチュウ抵抗性品種
千葉（東大演）アカマツ 2 7 号



マツノザイセンチュウ抵抗性品種
熊本（合志）クロマツ 5 3 号

理 事 会 資 料
令和 4 年 3 月 11 日
林木育種センター

林木遺伝子銀行 110 番の実施状況について

1. 事業の概要

林木育種センターでは、林木遺伝資源の総合的な収集、管理、利用を目的とした林木ジェーンバンク事業として、各地の天然記念物や巨樹・名木等の収集・保存を行うとともに、事業の一環として、要請により後継樹を増殖する取組である「林木遺伝子銀行 110 番」を行っています。

具体的には、学校等の機関、個人等が所有する文化的価値が高い樹木が高齢等により衰弱している場合などで、これらの機関等から当センターに同一の遺伝子を受け継いだ後継クローン苗木の増殖の要請がなされ、さし木やつぎ木等によりこれら後継クローンを増殖するものです。

増殖したクローン苗木は、所有者のもとへ里帰りし、地域のシンボル等として親しまれているところです。また、これらのクローン苗木は、当センターで林木遺伝資源として保存し、研究材料として活用します。

2. 現時点での里帰り状況

当事業は平成 15 年（2003 年）度から始まり、令和 2 年度末（2021 年 3 月末）時点で 229 件・375 本の里帰りを実施しており、令和 3 年度末までには 240 件程度となる見込みです。

3. 令和 3 年度の主な里帰り



「羽衣の松」三代目
美保松原（静岡県静岡市）

写真提供：（一財）三保松原保全研究所



「羽衣の松」後継樹の引き渡し

理 事 会 資 料
令和 4 年 3 月 11 日
森林保険センター

令和 3 年度 森林保険審査の第三者委員会審査概要について

1 概要

国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う水源林造成事業の森林保険契約に係る損害評価事務について、外部有識者により損害実地調査、損害の認定及び保険金の額が妥当であるかについて審査を行った。

2 開催日時及び場所

日 時：令和 3 年 2 月 24 日（木） 15：00～17：00
場 所：森林整備センターAB 会議室

3 出席者

（委員）

（公財）食の安全・安心財団 副理事長	野村 一正
（弁） 市役所通り法律事務所 弁護士	竹内 克己
（一社）日本森林技術協会 森林保全グループ長	宮下 洋平

（オブザーバー）

（国研）森林研究・整備機構 監事	鈴木 直子
------------------	-------

（森林保険センター）

森林保険センター 所長	石原 聡 (Web 参加)
森林保険センター 保険業務部長	山崎 準
森林保険センター 保険業務部上席参事	福本 浩一

（事務局）

森林保険センター リスク管理室長	水井 一彦
森林保険センター 保険業務課長	内海 和徳

4 結果

- ・ 委員の互選により野村一正氏を委員長に選出した。
- ・ 事務局より（ア）森林保険と水源林造成事業の概要、（イ）水源林造成事業の損害填補の状況及び事例について説明があった。
- ・ 令和 3 年 2 月から令和 4 年 1 月までに水源林造成事業に対して保険金支払のあった 162 件のうち、支払件数の多い水害、干害、凍害の中から保険金支払額が最大のもの各 1 事例と、委員が選出した 3 事例の計 6 事例について審査を行った。
その結果、実地調査ならびに保険金の額等に関して指摘すべき問題点はなく、適正に処理されており妥当であるとされた。

令和４年３月理事会資料
 国立研究開発法人
 森林研究・整備機構

今後の行事予定について

日 付	研究	整備	保険	行 事 名 等	場 所 等
3月7日～ 3月18日	○			林野庁中央展示「森づくりを支える林木育種 センターの成果」	林野庁
3月11日	○	○		令和3年度九州森林技術開発協議会	九州支所
4月8日	○	○	○	令和4年度第1回理事会	森林総合研究所

新型コロナウイルス感染状況により、会議等の開催時期および手法が変更となる場合がある

主要行事(令和4年2月4日～令和4年3月10日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
2月4日(金)	【共】第11回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
7日(月)	林野庁庁議	理事長
10日(木)	【研】国立研究開発法人イノベーション戦略会議	理事長、研究担当理事
16日(水)	【保】森林保険センターコンプライアンス推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事、森林保険センター所長
17日(木)	【研・育】森林総研等コンプライアンス推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事
18日(金)	【育】育種成果発表会	理事長、育種事業・森林バイオ担当理事、森林業務担当理事、法令遵守担当理事
〃	ダイバーシティオフィス懇話会	企画・総務・森林保険担当理事
〃	【研】産学官民連携推進委員会・地域イノベーション委員会	研究担当理事
21日(月)	【研】多摩森林科学園創立百周年記念式典	理事長、研究担当理事
22日(火)	【育】育種運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事
24日(木)	ダイバーシティ推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
25日(金)	【研・育】文化的生態系サービス・森林サービス産業研究会	理事長、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	【研・育】入札監視委員会	企画・総務・森林保険担当理事、両監事
3月1日(火)	【研・育】研究所等リスク管理委員会	研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	【保】森林保険センター統合リスク管理委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長
2日(水)	【研】化学物質等管理委員会	研究担当理事
3日(木)	不正防止計画推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
〃	【研・育】研究推進評価会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事、両監事
4日(金)	【研・育】産学官民・国際連携推進本部会議、研究企画・運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、両監事
〃	【研・育】地域情勢交換会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
7日(月)	林野庁庁議	理事長
8日(火)	第2回環境委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、法令遵守担当理事

※ 【研】: 森林総合研究所、【育】: 林木育種センター、【整】: 森林整備センター、【保】: 森林保険センター、【共】: 共通の行事 の略

令和4年2月に森林総合研究所が広報した研究成果

番号	広報タイトル	研究者・担当者名	掲載誌名	論文公開時期	備考
1	永久凍土林の地下部炭素動態における下層植生の重要性が明らかに	ノグチ キョウタロウ 野口 享太郎 (東北支所)	Frontiers in Plant Science、12、769710	2021年11月	HP(研究成果)に掲載
2	全国の半自然草原の維持管理の「いま」が明らかになりました	ヤマキ カズナリ 八巻 一成 (森林管理研究領域)	環境情報科学学術研究論文集、35巻、84-89、環境情報科学センター	2021年12月	HP(研究成果)に掲載
3	イノシシ出没ハザードマップを作成—岩手県におけるイノシシの分布拡大の変遷から出没確率を予測—	オオニシナオキ 大西尚樹 (東北支所)	哺乳類科学、62巻1号	2022年2月	HP(プレスリリース)に掲載
4	カミキリムシに不妊化現象を引き起こす細菌を発見—今後の害虫防除資材としての開発に期待—	アイカワ タクヤ 相川拓也 (東北支所)	PLOS ONE	2022年1月	HP(プレスリリース)に掲載